

第3期知的財産戦略の基本方針の在り方 について（案）

2009年3月●日

知的財産戦略本部

知的財産による競争力強化専門調査会

コンテンツ・日本ブランド専門調査会

目次

はじめに.....	1
I. 第3期知的財産戦略の基本方針の在り方について.....	3
1. 知的財産を取り巻く環境変化.....	3
2. 我が国の現状と課題.....	4
(1) イノベーションの促進.....	4
(2) 経済のグローバル化への対応.....	6
(3) コンテンツ産業の振興と日本のブランド価値の発信.....	7
(4) 知的財産権の安定性・予見性の確保.....	7
(5) 利用者ニーズへの対応.....	8
3. 第3期（2009年度～2013年度）知的財産戦略の基本方針.....	9
(1) イノベーション促進のための知財戦略の強化〈IP For Innovation〉	11
(2) グローバルな知財戦略の強化〈Global IP〉.....	15
(3) ソフトパワー産業の成長戦略の推進〈Promotion of Soft Power Industries〉.....	18
(4) 知的財産権の安定性・予見性の確保〈Stable IP〉.....	23
(5) 利用者ニーズに対応した知財システムの構築〈User-Friendliness〉	25
II. これまで講じてきた知的財産施策に対する評価の概要及び今後講ずべき 主な施策.....	26
1. 知的財産の創造.....	26
2. 知的財産の保護.....	33
(1) 知的財産の適切な保護.....	33
(2) 模倣品・海賊版対策の強化.....	50
3. 知的財産の活用.....	57
(1) 知的財産の戦略的活用.....	57
(2) 国際標準化活動の強化.....	64
(3) 中小・ベンチャー企業への支援.....	71
(4) 知的財産を活用した地域の活性化.....	78
4. コンテンツをいかした文化創造国家づくり.....	80
(1) 新しい市場の拡大.....	80

(2) 契約環境の改善	86
(3) 世界中のクリエイターの目標となり得る創造環境の整備	90
(4) 日本ブランドの振興	92
(5) 模倣品・海賊版対策の強化	96
5. 人材の育成と国民意識の向上	98

<参考>

- 1-1 知的財産による競争力強化専門調査会名簿
- 1-2 知的財産による競争力強化専門調査検討経緯
- 2-1 コンテンツ・日本ブランド専門調査会名簿
- 2-2 コンテンツ・日本ブランド専門調査検討経緯

はじめに

世界的な金融危機により世界全体の経済活動が急激に失速している。我が国経済もその影響を受け、企業業績も悪化し、今後の知的財産活動の大幅な縮小が懸念される事態に陥っている。

翻って我が国は、2003年3月の知的財産基本法の施行以来、第1期（2003年度～2005年度）及び第2期（2006年度～2008年度）の計6年間、官民挙げて知的財産立国の実現に向け力を注いできた。果たして、現在直面する経済危機によってこれまでの努力レベルを引き下げてしまっているのか。このような激動期こそ我が国に強みのある知的財産をいかしたグローバル市場の獲得や内需拡大に向けた方策を追求すべきではないか。今まさに知的財産戦略の真価が問われているのである。

かかる認識の下、知的財産による競争力強化専門調査会及びコンテンツ・日本ブランド専門調査会（以下「両専門調査会」という。）は、2006年2月の知的財産戦略本部決定に基づき、これまで6年間の知的財産政策の実施状況及びその成果に関するレビューを行うとともに、第3期（2009年度～2013年度）における知的財産戦略の基本方針の在り方についてそれぞれ検討を行った。その過程において広く国民からの意見募集を行い議論の参考とした。本報告書は両専門調査会の検討結果を組み合わせ取りまとめたものである。

本報告書は今後の基本方針の在り方と政策レビューの大きく2つの要素により構成されている。これまで講じてきた知的財産施策とその関連データを別冊のとおり体系的に整理し評価した上で、その概要及び今後講ずべき主な施策を第Ⅱ部として整理した。これを踏まえ、今後の知的財産戦略の基本方針として、第3期において目指すべき政策目標を設定し、その達成度を評価するための定量的指標を含む評価指標及び政策目標を達成するために今後重点的に講ずべき施策を抽出し整理したものを第Ⅰ部とした。

政策レビューの結果、これまでの知的財産重視に基づく多くの施策は様々な制度整備や大学、企業等の意識向上・体制整備に結実しおおむね成果を上げて一方、欧米と同等の視座を獲得したこともあって、イノベーション促進には知的財産の権利保護のみに注力するのではなく創造と活用を効果的につなげるための戦略的取組が重要との認識が高まるとともに、経済のグローバル化、

イノベーション・プロセスのオープン化、情報のデジタル化・ネットワーク化の進展などの知的財産を取り巻く環境変化に応じ新たな課題が生じてきたり、我が国の有する優れたコンテンツ等のポテンシャルを産業として十分発揮できていない、イノベーションの担い手たる制度利用者のニーズを十分満たしていないといった従来からの課題が積み残っていたりしていることが明らかになった。

資源が乏しく、少子高齢化の進行する我が国が現下の経済危機を克服し国際競争に打ち勝っていくためには、グローバル市場において新たな知的財産の創造とその効果的な活用によるイノベーションを創出し続けていく以外に途はない。第3期を迎えるに当たり、知的財産を原動力とする国際競争力の強化という原点にもう一度立ち返り、国際的視点からイノベーション促進のための知的財産戦略を一層強化していかなくてはならない。その際、イノベーションの創造に資する知財人材の育成・確保も引き続き重要である。また、世界的な経済減速に対応するためにはコンテンツ産業を始めとするソフトパワーを生み出す産業の振興に戦略的に取り組まなければならない。加えて、知的財産権の安定性の確保や利用者ニーズの充足といった観点からの不断の改革も怠ってはならない。

知的財産は国富の源泉である。知的財産戦略を誤ると国の未来が危うくなる。我々は世界最先端の知的財産立国の実現に向けた歩みをここで止めるわけにはいかないのである。

I. 第3期知的財産戦略の基本方針の在り方について

1. 知的財産を取り巻く環境変化

- 未曾有の世界的な金融危機に端を発した経済の減速が進行している。資源が乏しく、少子高齢化の進行する我が国は、当面の経済危機に対応するとともに、中長期的視点から経済成長を図ることが求められている。
- ヒト、モノ、カネ、情報が国境を超えて移動する経済のグローバル化が進展し、コスト競争力のある新興国の追い上げ等により国際競争が激化する中、技術、コンテンツ、ブランド等の革新的な知的財産を生み出し、それを高付加価値な製品・サービスのグローバルな提供を通じ効果的に経済的価値の創出に結び付けていくこと、すなわち、イノベーションの実現が極めて重要となっている。
- 特に、技術の高度化・複雑化が進展し、市場変化の速度が増す中、事業化スピードの加速や投入コストの最小化を図るため、内部のリソースのみならず、外部のリソースを事業活動において有効に活用しようとするオープン・イノベーションに向けた取組が進展している。
- また、情報のデジタル化・ネットワーク化の進展は、上記のイノベーションの構造変化や著作権法を始めとする知財制度の在り方にも大きな影響を及ぼしつつあるとともに、新たな市場拡大の機会をもたらしている。
- 一方、世界的な経済減速に伴い内外の市場が急速に縮小し始めている中、日本のソフトパワーの発信を通じた海外市場の開拓や国民生活を豊かにするコンテンツ、デザイン等の質の向上による内需拡大の重要性が高まっている。
- 特許等の知財制度の利用の側面に着目すると、その全体に関連する高コスト構造や権利の安定性に関する問題点が指摘されている一方、フリーソフトウェアやパテント・コモンズ（一定のコミュニティにおける知的財産権の自由利用を認める仕組み）の活用など独占権を主張しない取組が広がっている。

2. 我が国の現状と課題

下記Ⅱ. のとおり政策レビューを行ったところ、総じて、これまでの知的財産重視に基づく多くの施策は様々な制度整備や大学、企業等の意識改革・体制整備に結実しおおむね成果を上げているといえる。しかし、その一方、欧米と同等の視座を獲得したこともあって、イノベーション促進には知的財産の権利保護のみに注力するのではなく創造と活用を効果的につなげるための戦略が重要との認識が高まるとともに、経済のグローバル化、イノベーション・プロセスのオープン化、情報のデジタル化・ネットワーク化の進展などの知的財産を取り巻く環境変化に応じ新たな課題が生じてきたり、我が国の有する優れたコンテンツ等のポテンシャルを産業として十分発揮できていない、イノベーションの担い手たる制度利用者のニーズを十分満たしていないといった従来からの課題が積み残っていたりしていることが明らかになった。

そこで、イノベーションの促進、経済のグローバル化への対応、コンテンツ産業の振興と日本のブランド価値の発信、知的財産権の安定性・予見性の確保及び利用者ニーズへの対応というそれぞれの視点から、我が国の現状と課題を整理すると、以下のとおりである。

(1) イノベーションの促進

- 近年、我が国由来の特許登録件数は第1位を維持し続けているが、国民一人当たりGDPは米国の約3/4にとどまっており、経済成長率へのMFP（全要素生産性）の寄与度も米国、英国、仏国等に劣っている。ハイブリッド自動車等一部競争力を有する製品を生み出しているものの、総じて、我が国は知的財産を経済的価値の創出に効果的に結び付けられていないおそれがある。
- 事業活動の側面を見ると、オープン・イノベーションの進展に伴いイノベーション・プロセスの分担化が進行する中、収益を最大化させるためにはそのプロセスのイニシアティブをとることがより重要となっている。このような中、アジア・新興国の台頭やモジュール化の進展により、厳しい価格競争に晒され収益性が低下する事例が見られるなど、グローバル競争に勝ち抜くためのビジネスモデルの構築や高度な知財戦略の実践に遅れがある。

- また、業種、企業ごとに差はあるものの共通基盤技術については国際標準化によりコスト削減や市場拡大を図り、個別技術については差別化し囲い込むという戦略の浸透が十分ではない。
- さらに、現下の厳しい経済情勢の下、地域経済の活性化が求められているが、大学や中堅・中小企業の生み出した知的財産を適切に管理し他のリソースと有効に結び付けて事業化まで関与する総合プロデュース機能が脆弱である。
- 知的財産の主要な創造拠点である大学の特許出願件数、特許実施件数とも着実に増加しているものの、社会ニーズを踏まえた研究テーマの設定支援、有用な技術の評価・選定、権利取得・管理、企業への新しい事業コンセプトの提案など、大学の知的財産を産業界へ効果的に移転させるための総合的な機能は未だ弱い。
- また、大学発ベンチャーを始め知的財産を活用したベンチャー企業は多数創出されたものの、経営が軌道に乗っていないものも多い。一部不活性な大学発ベンチャーの存続がベンチャーの特性であるダイナミズムの低下をもたらしているとの指摘もある。
- 知財制度に関しては、国際的に整合性のとれていない一部制度や権利付与の遅延がグローバル市場における新たなビジネスモデル構築の阻害要因となるおそれがある。これまでも数次の法改正や審査迅速化に向けた体制整備等が行われてきたが、未だ先進的な国際水準に比して遜色のないレベルに至っていない面がある。
- また、オープン・イノベーションの進展に伴い知的財産権の流動性が高まっている中、米国を中心に知的財産権の濫用的な権利行使の問題（いわゆる「パテント・トロール問題」）が顕在化したり、国際標準技術に関して不当な権利行使が行われたりしている。産業の健全な発展を図る観点から、適切な権利行使の在り方について検討を行うことが必要とされている。
- さらに、我が国の制度では諸外国に比して営業秘密侵害に対する抑止力が弱いと見られているため、海外企業との共同研究等の実施に支障を及ぼしていると指摘されている。

(2) 経済のグローバル化への対応

- オープン・イノベーションの進展に対応するためには、国や組織の枠を超えてグローバルに知的財産の有効活用を図ることが必要である。また、我が国の経済成長には高い経済成長を維持しているアジア等の活力を取り込むことが不可欠である。その際、国ごとに異なる知財制度が国際的な事業活動の大きな足かせとなりかねない。

- このような中、世界各国において知的財産を低コストでかつ迅速に保護・活用できるようにするための世界特許システムの構築に向け、第1庁で特許となった出願について第2庁において簡易な手続で早期審査を受けることができる特許審査ハイウェイが本格化しつつあるが、対象国の更なる拡大の余地がある。
また、日米欧三極特許庁間での出願様式が統一されたものの、審査基準や審査判断の調和についてはまだ議論が開始された段階であり、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に係る電子出願処理システムも十分に整備されていない。さらに、実体特許法条約に関しては、グレースピリオド（発明の公表から特許出願までに認められる猶予期間）の取扱い等をめぐり米欧間の交渉が難航しているが、先願主義への移行を含む米国特許法改正案への対応に係る米国新政権下での動きにも注視が必要である。

- アジア地域における知財制度の導入・普及については、人材育成や出願処理システムの構築に関する支援を行ってきたが、かかる地域における制度・運用の整備は十分ではない。その他の経済発展が著しい国（インド、ブラジル、ロシア等）への我が国の出願数は米国よりも少なく、国際的な知財取得戦略に遅れが見られる。

- 一方、国内では最近の5年間で知財侵害事犯の検挙事件数が倍増し、知財侵害物品の輸入差止件数が3倍に増加したものの、海外での模倣被害率が高止まっているなどアジア諸国を始めとする国々における模倣品・海賊版の流通は跡を絶たず、また、瞬時に国境をまたいで情報が流通するインターネットにおいても海賊版が氾濫しており、国内外での円滑な事業活動における重大な支障となっている。

- 経済のグローバル化が進展するも、我が国の海外出願比率は欧米の1/2以下にとどまっているなど、未だ海外展開に対する意識が低い面もある。また、国際標準化の活動自体は活発化してきているが、国際標準化機関における議長、幹事等の獲得数を見ると欧米には未だ及ばない状況にある。

(3) コンテンツ産業の振興と日本のブランド価値の発信

- 近年、我が国のマンガ、アニメ、ゲーム等は海外で高く評価されているにもかかわらず、我が国のコンテンツ産業全体の伸び率は低迷している。
- 「JAPAN 国際コンテンツフェスティバル」の開催等によりコンテンツの海外への情報発信を促進しているものの、映画や放送番組の輸出比率が米国や韓国に劣るなどコンテンツ産業全体としては海外展開が進んでおらず、ブランド価値の発信も個別分野ごとの対応にとどまっている。
- また、地域資源を活用したコンテンツ制作やデジタル・ネットワーク環境の利点をいかしたビジネスモデルの構築にも遅れをとっている。
- さらに、インターネット上の著作権侵害コンテンツの氾濫等が適切な利益の確保を阻み、創造力の低下につながる懸念されている。
- コンテンツ産業を支える基盤として、技術進歩や新たなビジネスモデルの出現に柔軟に対応できる知財制度が整備されておらず、また、多数の権利が併存する放送番組等については、集中管理の拡大や契約ルールの形成が一定程度進みつつあるが、流通経路の複雑化に対応するためのコストは依然として大きいとされている。
- また、地域団体商標の導入等が行われたものの、ブランドを支える知財制度がブランド価値を守り育てる利用者のニーズを十分反映していない面がある。

(4) 知的財産権の安定性・予見性の確保

- オープン・イノベーションの進展に伴い知的財産権の流動性が高まって

いる中、知的財産権の安定性を確保することが重要となっている。

- 一方、侵害訴訟において特許が無効と判断される事件の割合が増加傾向にあり、これによるビジネスリスクの増大が懸念されている。
- 無効と判断される原因については、分析が必要であるが、審査段階で発見できなかった先行技術が事後的に提出されることや裁判所と特許庁の間で特許性に関する判断に齟齬をきたしている可能性のあることなどが指摘されている。
- また、特許の有効性を無効審判と特許侵害訴訟の両者によって争うことができるいわゆる「ダブルトラック」が特許権の安定性の阻害要因となっているとの指摘もある。

(5) 利用者ニーズへの対応

- これまでも利用者ニーズに応じて特許電子図書館（IPDL）の機能向上や特許審査の改善（早期審査の要件緩和、スーパー早期審査の試行）等の行政サービスの質の向上が図られてきたが、現下の経済の急速な減速に伴う企業業績の悪化もあいまって、国内外における権利取得段階から紛争・訴訟段階に至るまでの知財制度の利用に関連する高コスト構造が問題視されている。
- 特に資金の乏しい中小企業については、現在の厳しい経済情勢の下、知的財産権の取得や維持が一層困難になることが懸念されている。
- 特許庁等の行政サービスの質の向上、審査基準の明確化、知財制度の国際調和、審査の迅速化など知財システム全体に関して利用者ニーズを満たすものとなるよう不断に見直すことが必要である。

3. 第3期（2009年度～2013年度）知的財産戦略の基本方針

〈基本的考え方〉

第3期（2009年度～2013年度）における我が国の知的財産戦略は、知的財産を取り巻く環境変化（上記1.）を踏まえ、我が国の現状と課題（上記2.）に適切に対応するものでなくてはならない。

まず、第1にイノベーション促進のための知的財産戦略を強化することが必要である。革新的な知的財産を生み出し、その権利保護を重視することは今後とも重要であるが、そのみに注力していてもイノベーションを効率的に実現することは困難である。知的財産をいかに効果的に経済的価値の創出に結び付けるかという視点を重視しつつ、知的財産の創造から活用までの各プロセスをより有機的かつ相互に連結させるべく、知財制度や事業環境を進化させていくことが必要である。

第2にグローバルな視点から知的財産戦略を強化していかなければならない。事業者の事業活動のグローバル化がますます進展する中、国ごとに異なる知財制度やその運用がその足かせとなるおそれが多い。国際的な知財制度の調和や審査業務のワークシェアリングの拡大、海外における模倣品・海賊版対策など国際的なフレームワーク作りに一層強力に取り組むことが必要である。

第3にコンテンツ産業を始めとするソフトパワー産業の振興に戦略的に取り組まなくてはならない。従来から我が国が強みを有するものづくり産業においてもデザインやブランドの重要性が増大しているように、グローバル市場における我が国の総合的な競争力を向上させるためには、我が国が潜在力を有するソフトパワーの創造・発信力の強化が不可欠である。現下の経済危機を克服するためにも、我が国消費者の優れた感性によって育まれたコンテンツ、食、ファッション、デザイン等のソフトパワーを生み出す産業を今後の我が国経済を牽引する戦略産業の一つとして位置付け、重点投資を図ることを通じその創造基盤の強化と内外市場の開拓による成長を促進することが急務である。

第4に知的財産権の安定性確保に向けた取組を強化することが必要である。権利の安定性・予見性が確保されなければ、事業投資等が水泡に帰し、円滑な事業活動を行うことが困難になってしまうおそれがある。権利の安定性を確保することは知財制度のいわば根幹であり、そのための紛争処理スキームを含む見直しが求められる。

第5に制度利用者のニーズに対応した知財システムの構築に向けた取組を強化しなければならない。知財制度の利用に関連する高コスト構造や利用し

にくい法律や審査基準は、これを放置すると知財制度そのものに対する信頼を揺るがすものとなりかねない。上記の第1から第4までの取組は結果的に利用者ニーズにも応えるものであるということが出来るが、制度設計や運用を利用者本位のものとするを明確な方針として掲げることが適当である。

以上の5本柱を第3期の知的財産戦略の基本方針とし、総合的かつ一体的に推進することにより、技術、コンテンツ、ブランド等の優れた知的財産を多数創造し、それらを有機的に組み合わせ経済的価値を創出し続けることを通じグローバル市場における競争力を強化する、“グローバルな知財競争力の強化”を目指すべきである。

また、第3期においては、知的財産政策の実効性、効率性及び透明性を確保する観点から、政策目標を設定するとともに、評価指標に基づきその達成状況を客観的に評価し、その評価を踏まえ、更に必要な施策を講ずるという政策評価マネジメントをより適切に実行すべきである。

なお、政策評価に当たっては、定量的指標に基づく評価のみならず、施策の実施状況やその成果に係る定性的な評価も合わせて行うとともに、中間評価等に基づき評価指標の見直しを随時行うことが適当である。

(1) イノベーション促進のための知財戦略の強化〈IP For Innovation〉

重要な知的財産を多数獲得し、これを効果的に経済的価値の創出に結び付けるため、イノベーション促進のための知的財産戦略を強化する。

【政策目標】

- イノベーション促進のための知的財産戦略を強化するため、技術革新や市場変化に的確に対応した知財制度を構築するとともに、大学や中堅・中小企業の生み出す知的財産を適切に管理し他のリソースと結び付けて事業化につなげる総合プロデュース機能を強化する。また、事業活動における研究開発戦略・知財戦略・事業戦略の三位一体化を促進するとともに、これを担う人材を育成する。
- 特に内外の知的財産の有効活用を図るオープン・イノベーションの進展に対応するため、知的財産の公正・円滑な活用や技術情報の適切な保護を図るための環境整備を行う。

【評価指標】

- ・我が国全体の研究開発投資額
- ・制度・運用見直しに係る出願・登録件数
- ・特許審査待ち期間
- ・産業革新機構（イノベーション創造機構）の活動状況
- ・大学における産学連携活動による全収入（特許権実施料、著作権使用料、共同研究費を含む。）
- ・大学の研究成果を活用した事業化の件数・事例
- ・内国人出願件数に占める中小企業の比率
- ・地域における新事業の展開事例

【重点施策】

〈技術革新や市場変化に的確に対応した知財制度の構築〉

○特許制度の在り方の総合的見直し

特許制度の在り方について、イノベーション促進の観点から総合的に検討を行い、結論を得る。 [2. (1) (iv) ①] *

* 対応する第Ⅱ部の「今後講ずべき主な施策」の節等の番号を指す。以下同じ。

○先端医療分野における特許保護の在り方の見直し

先端医療特許検討委員会における検討結果を踏まえ、先端医療分野における特許保護について適切な措置を講ずる。 [2. (1) (iv) ②]

○日本版フェアユース規定の導入

著作権法における権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入に向け規定振り等について検討を行い、必要な措置を講ずる。 [4. (1) (i) ⑥]

○不使用商標対策の強化

使用されていない商標権が新たな商標選択の幅を狭め、新商品・新サービスの事業展開の制約要因となっていることにかんがみ、不使用商標の削減や商標の円滑な取得のための方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。 [2. (1) (iv) ⑤]

○特許審査処理の迅速化

特許審査待ち期間の11か月への短縮（2013年まで）を目指し、必要な審査官の確保、無駄のない戦略的な出願・審査請求に資する情報提供の強化等の総合的な取組を推進する。 [2. (1) (ii) ①~④]

〈大学、中小企業等の知的財産の総合プロデュース機能の強化〉

○産業革新機構（イノベーション創造機構）の体制整備

企業や大学等に分散する技術・人材等を柔軟に組み合わせ総合プロデュースする事業に対して一定規模以上の長期リスクマネーを供給する産業革新機構（イノベーション創造機構）の体制を整備する。 [3. (1) (ii) ④]

○大学の知的財産本部や技術移転機関（TLO）の統廃合・専門化

現行の大学の知的財産本部やTLOに対する支援事業の実効性を評価した上で、個々の事情に応じた連携・集約や特定の技術分野・機能への専門化を促進すべく支援を行う。 [1. (ii) ①]

○産学連携における外部機能の積極的活用の促進

科学技術振興機構（JST）や新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の産学連携支援機能を強化するとともに、大学知的財産

本部やTLOにおける外部リソースの活用を促す。 [1. (ii) ②]

○中小企業施策、農林水産施策、科学技術施策等との連携の強化

知的財産施策と中小企業施策、農林水産施策、科学技術施策等との連携を通じ、地域の中堅・中小企業や大学等の生み出した知的財産を他の経営資源と有効に結び付けて事業化まで支援する総合プロデュース機能を強化する。 [3. (3) (iii) ⑤、(4) ①]

○地域金融機関における知的財産の活用の促進

地域金融機関において知的財産を活用した融資が促進されるよう、企業の強みとなる知的財産を含む無形資産の評価マニュアルを策定しその普及を図るとともに、各金融機関に対して知的財産に関する研修等を行う。 [3. (3) (iii) ①]

〈イノベーション創出に資する知的財産人材の育成〉

○研究開発戦略・知財戦略・事業戦略の三位一体化を担う人材の育成

事業活動における研究開発戦略・知財戦略・事業戦略の三位一体化を担うチームを構成する人材を育成すべく、より幅広い知識や経験を身に付けることができる研修等に対する支援を行う。 [5. (i) ①②]

○知財教育の充実

独創性や他人の知的財産を尊重する意識を子供の頃から育むための課外授業や学校における知財教育を充実させる。 [5. (iii) ①]

〈オープン・イノベーションの進展に対応した環境整備〉

○適切な権利行使の在り方の検討

知的財産権の濫用的な権利行使の問題について、正当な権利行使を尊重するとの前提の下、産業の健全な発展を図る観点から、民法上の権利濫用の法理や米国の判例 (eBay 判決) 等を考慮しつつ、差止請求の要件、損害賠償請求制度の在り方等について検討を行い、必要な措置を講ずる。 [3. (1) (iii) ②]

○未登録の通常実施権の保護制度（当然保護制度）の検討

特許法改正後の通常実施権登録制度の運用状況、諸外国の制度運用の動向、知的財産権取引に係る契約実務の動向、産業界のニーズ等を踏まえ、未登録の通常実施権に係るライセンス保護制度の導入の可否につ

いて検討を行い、結論を得る。

[3. (1) (ii) ①]

○実施許諾の意思の登録制度の導入の検討

特許権者が第三者への実施許諾の意思がある旨を特許原簿等に登録した場合に特許料を減免するライセンス・オブ・ライト (License of Right) 制度の導入について検討を行い、必要な措置を講ずる。 [3. (1) (ii) ⑤]

○営業秘密侵害の抑止力を高めるための法制度の整備

秘密管理された技術情報等を保護するための実効的な法制度を整備するため、営業秘密侵害罪による処罰の対象を拡大するとともに、裁判の公開の要請に十分配慮し、被告人の防御権の行使に対する制約のおそれや円滑な訴訟手続の確保に留意しつつ、その刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための法的措置の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。 [2. (1) (v) ③]

(2) グローバルな知財戦略の強化〈Global IP〉

世界規模でのイノベーション創出や事業展開を促進するため、グローバルな視点からの知的財産戦略を強化する。

【政策目標】

- 世界知財システムの構築に向けリーダーシップを発揮して取り組むことにより可能な限り早期に実質的な相互承認の実現を図るとともに、高い経済成長を維持しているアジア諸国等に対する知財制度の整備・適切な運用に係る支援を行う。
- 海外における模倣品・海賊版による被害を低減させるため、国際的な枠組み作りを主導するとともに、外国政府に対する体制整備や執行強化に向けた働き掛けを強化する。
- 我が国企業や大学の海外展開や海外リソースの活用を促進するとともに、国際標準化活動を強化する。

【評価指標】

- ・ 特許の海外出願比率
- ・ 特許審査ハイウェイの利用件数、対象国数、利用者の満足度（アンケート調査）
- ・ 我が国企業の模倣品・海賊版流通による被害率（アンケート調査）
- ・ 国際標準化機関における議長、幹事等ポストの獲得数
- ・ 大学における海外由来研究費率

【重点施策】

〈世界知財システムの構築等に向けた取組の強化〉

○世界特許システムの構築に向けた取組の強化

世界特許システムを構築に向け、我が国がリーダーシップを発揮して、以下の取組を強化する。

- ・ 特許審査ハイウェイの対象国拡大と運用改善
- ・ 日米欧三極特許庁を中心とした審査基準、審査判断の調和
- ・ 審査ワークシェアリングのための海外先行技術文献の検索環境の整備
- ・ 実体特許法条約の実現に向けた交渉の加速
- ・ W I P O（世界知的所有権機関）における国際出願に係る事務処理シ

システムの改善

[2. (1) (i) ①~⑤]

○ハイレベルな知的財産外交の推進

国際的な制度調和、審査ワークシェアリングの拡大、模倣品・海賊版の拡散防止等の実現に向け、ハイレベルな知的財産外交を積極的に展開する。

[2. (1) (i) ⑥、(2) (i) ⑤、(2) (iii) ②]

○アジア諸国に対する知財人材育成等に対する支援の推進

相手国のニーズや制度の整備状況等を踏まえつつ、アジア諸国に対する人材育成、審査協力、情報システム構築等に係る支援を引き続き実施する。

[2. (1) (i) ⑦]

〈海外における模倣品・海賊版による被害を低減させるための取組の強化〉

○海外市場における模倣品・海賊版対策の強化

模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）の早期妥結・妥結後の参加国の拡大を我が国が主導するとともに、二国間の協議、官民合同ミッションの派遣、税関等への能力構築支援等を通じ外国政府に対する体制整備や執行強化に向けた働き掛けを行う。

[2. (2) (i) ①③⑤、(ii) ③、(iii) ②、4. (5) ①]

○国内における模倣品・海賊版の取締りの強化

外国政府に対し模倣品・海賊版対策の強化を働き掛けるに当たっては、国内対策の徹底が大前提であることにかんがみ、税関や警察等において、諸外国の関係機関との連携強化、権利者との協力関係の構築、必要な職員の確保等を通じ、国内における模倣品・海賊版の取締りを強化する。

[2. (2) (ii) ①~④、(iii) ①、4. (5) ②]

〈海外展開や海外リソースの活用の促進〉

○海外の知財関連情報の提供強化

我が国企業等の外国での特許出願等を促進するため、我が国産業界のニーズを踏まえつつ、アジア諸国やインド、ブラジル、ロシア等に関する知財関連情報の提供を行う。

[2. (1) (i) ⑧]

○中小企業の海外への事業展開に対する支援策の拡充

中小企業の外国出願、外国での侵害調査に関する現行の支援制度を拡充するとともに、海外展開に際しての情報提供から権利の取得、権利行

使、模倣品対策までの一貫した支援の在り方を検討し、必要な措置を講ずる。

[3. (3) (ii) ③]

○大学の国際的な産学官連携活動体制の整備

大学における国際的な産学官連携活動に関する基本方針の策定、必要な人材の確保等の国際的な産学官連携活動に係る体制整備を支援する。

[1. (i) ⑤]

〈国際標準化活動の強化〉

○標準技術を円滑に実施可能とする方策の検討

国際的な動向に留意しつつ、社会的ニーズの高い標準技術に関する特許発明を円滑に実施可能とする方策について、パテントプール化した場合の知的財産権の運用ルールの整備、濫用的な権利行使の制限、裁定実施権の適用等を含め、特許政策や独占禁止政策など幅広い観点から検討を行い、必要な措置を講ずる。

[3. (2) (v) ③]

(3) ソフトパワー産業の成長戦略の推進〈Promotion of Soft Power Industries〉

コンテンツ、食、ファッション、デザイン等のソフトパワーを生み出す産業の成長戦略を推進する。

【政策目標】

- ソフトパワー産業の成長を目指し、新たな創造や新規サービスの創出を支援するとともに、分野横断的な日本ブランドの海外発信力の強化等を通じ海外展開を促進する。加えて、クリエイターの創作環境の充実とその育成やインターネット上の著作権侵害コンテンツ対策の強化を図る。
- その基盤整備を図るため、デジタル・ネット時代に対応した知財制度や円滑かつ公正な契約環境を整備するとともに、ブランド力の向上に向けた取組を促進する知財制度を構築する。

【評価指標】

- ・ コンテンツ、食、ファッションの産業の規模
- ・ コンテンツ産業の海外依存度
- ・ 映画、音楽等の各分野の市場に占める国内作品の割合
- ・ 集中管理団体が管理する委任者数、委任範囲の内容
- ・ コンテンツ関連情報に関するデータベースの整備、アクセス数
- ・ インターネット上の著作権侵害事犯に係る検挙事件数、検挙人員
- ・ 訪日外国人旅行者数、対日世論調査

【重点施策】

〈新たな創造や新規サービスの創出に対する支援〉

○ソフトパワー産業における中小企業支援策の活用促進

産業クラスター等を活用し、地域のソフトパワー産業のネットワーク形成を促進するとともに、産学官連携や異業種間連携の支援、インキュベーション機能の強化、販路開拓等の中小企業支援策のソフトパワー産業における積極的な活用を促進する。 [4. (1) (i) ①]

○地域ソフト資源の映像化を通じた地域におけるソフトパワー産業の育成

地域におけるソフトパワー産業のネットワーク形成を促進し、地域の発信力向上を図るため、地域に眠るソフト資源（自然、産業遺産、観光資源など）に関する放送番組を含む映像コンテンツの製作・対外発信活

動、海外展開を支援する。

[4. (1) (i) ②]

○新しいメディアを活用した新規サービスの促進

通信・放送を融合・連携させた新しいサービスの創出を促進し得る法制度の在り方や技術的環境の整備について検討を行い、必要な措置を講ずる。また、携帯端末向けマルチメディア放送、デジタルサイネージ、e-空間等を活用した新しいサービスの創出を促進する。

[4. (1) (i) ④]

〈ソフトパワー産業の海外展開の促進〉

○コンテンツの海外展開の促進

産業革新機構等の出資の下、官民の人材と資金の力を結集し、我が国の優れたコンテンツの海外ライセンスを取得し、その海外市場展開を図る「コンテンツ海外展開ファンド」を創設するとともに、海外展開を視野に入れたコンテンツの製作、販路開拓、現地の様々なメディアにおける露出機会の確保等に対する総合的な支援策を実施する。[4. (1) (ii) ①]

○日本ブランド発信イベントの機能強化

JAPAN国際コンテンツフェスティバルと東京発日本ファッション・ウィークを連携させ総合的日本ブランド発信イベントに拡充・強化するとともに、上海万国博覧会との連携も含めた海外展開を図る。また、各分野における発信力を強化するため、メディア芸術祭や国際ドラマフェスティバルを充実するとともに、コンテンツ等の関連イベントに併せて日本食・日本食材等の普及を図る。[4. (1) (ii) ③、4. (4) ①]

○海外展開ミッションの派遣

海外顧客獲得のためにデザイン・ファッションのクリエイターを戦略重点国に送り込む「クリエイター海外派遣団」や日本ブランド関連商品の販路拡大のためのミッションを派遣する。[4. (4) ④]

○コンテンツ規制等に係る外国政府に対する働き掛けの強化

政府間のハイレベル会合等を通じて、コンテンツ輸入規制や検閲制度の緩和等に関する働き掛けを強化する。[4. (1) (ii) ⑤]

〈日本ブランドの発信力の強化〉

○対外発信の重点化

アジアの重点対象国・地域に対し、分野横断的な大型イベントの集中開催、現地の様々なメディアにおける露出機会の確保、共同番組製作、日本の人気ウェブサイトの翻訳に対する支援等の効果的な広報を実施する。 [4. (4) ③]

○在外公館における支援機能の強化

現地における情報発信機能等を強化して日本ブランドを支援するため、日本貿易振興機構など関係機関との連携を強化しつつ、在外公館に「日本ブランド支援センター（仮称）」を設置する。また、在外公館等施設を活用し、コンテンツやファッション等世界的に注目を集めている日本ブランドの紹介・普及等に積極的に取り組む。 [4. (4) ⑥]

〈クリエイターの創作環境の充実と育成〉

○若手クリエイターの育成

映画・アニメを始めとする分野において、トップクリエイター自らがプロジェクトマネージャーとなって、若手クリエイターの才能を発掘し、その製作の支援及び評価を行っていくことを通じて、卓越した才能を持つクリエイターを輩出する。また、短編映画作品の製作支援により若手映画作家を育成するとともに、メディア芸術祭の場を活用した若手クリエイターの新たな表彰・奨励の仕組みを創設する。 [4. (3) ②]

○文化資源のアーカイブ化の推進

我が国の文化資源の共有と再評価を図ることにより、新たな創造活動の基盤を構築するため、伝統的な文化財に加えて、アニメ、マンガ、映画、放送番組、音楽、ファッション、デザイン、写真等に関する収集保存、研究及びデジタル・ネットワーク化を強力に推進する。 [4. (3) ⑤]

〈インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策の強化〉

○海外市場における模倣品・海賊版対策の強化（再掲）

模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）の早期妥結・妥結後の参加国の拡大を我が国が主導するとともに、二国間の協議、官民合同ミッションの派遣、税関等への能力構築支援等を通じ外国政府に対する体制整備や執行強化に向けた働き掛けを行う。

[2. (2) (i) ①③⑤、(ii) ③、(iii) ②、4. (5) ①]

○インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策の強化

官民連携してインターネット上の著作権侵害コンテンツに関する実態調査を行うとともに、被害実態等を踏まえ、コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する規制の在り方やプロバイダの責任の在り方等について検討を行い、必要な措置を講ずる。また、インターネット上の著作権侵害コンテンツに係るサイバー犯罪の取締りを強化する。

[2. (2) (iii) ①③、4. (5) ③]

〈デジタル・ネット時代に対応した知財制度等の整備〉

○日本版フェアユース規定の導入（再掲）

著作権法における権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容し得る利用制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入に向け規定振り等について検討を行い、必要な措置を講ずる。

[4. (1) (i) ⑥]

○著作権法上のいわゆる「間接侵害」の明確化

著作権法上のいわゆる「間接侵害」関し、行為主体の考え方を始め差止請求の範囲を明確にすること等について早急に検討を行い、必要な措置を講ずる。

[4. (1) (i) ⑦]

○デジタルコンテンツ流通の促進

放送番組等に係る権利処理の円滑化を図るため、権利の集中管理の拡大や標準的な契約ルールの確立を促進するとともに、権利処理の進捗状況等を踏まえ、多角的観点から適宜法的対応の検討を行い、必要な措置を講ずる。

[4. (2) (i) ①]

○デジタル・ネット環境の進展に伴うコンテンツ取引支援システムの構築

メディアの多様化によるコンテンツの利用許諾手続や流通経路の複雑化に対応するため、「権利情報集中処理機構」（音楽分野）の取組を支援するとともに、その実績も踏まえ、権利の所在をリアルタイムで把握できる機能等を有する次世代コンテンツ取引支援システムを構築する。

[4. (2) (i) ②]

○クリエイターへの対価の還元を適切に行うための環境整備

情報のデジタル化によって劣化のない高品質な複製が可能となる中、ユーザーの利便性に配慮しつつ、制度面・契約面の両方の観点から検討を行い、クリエイターへの対価の還元が適切に行われるための環境を整

備する。

[4. (2) (i) ③]

〈ブランド力の向上に向けた取組を促進する知財制度の構築〉

○農林水産品に対する地理的表示制度（G I）の導入

WTO（世界貿易機関）における議論の進捗状況を見極めながら、決められた産地で生産され、指定された品種、生産方法、生産期間等が適切に管理された農林水産品に対し地理的表示を与える制度（G I）の整備について、国内企業等の既存の取組との調整を図りつつ検討を行う。

[2. (1) (iv) ⑥、4. (4) ⑩]

○利用者の利便性を高めるための商標制度の見直し

商標制度を活用してブランド力の向上を図る事業者を含む制度利用者の利便性を高めるため、不使用商標対策の強化、著名商標の保護範囲や登録異議申立制度の見直しなど商標制度の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずる。

[4. (4) ⑪]

○デザイン創作活動を促進する意匠制度の在り方に関する調査・研究

多様化しているデザイン創作活動を促進するため、意匠制度の在り方や利便性の向上のための方策について調査・研究を行う。

[4. (4) ⑫]

(4) 知的財産権の安定性・予見性の確保〈Stable IP〉

ビジネスリスクの低減を図るため、知的財産権の安定性・予見性を確保するための取組を強化する。

【政策目標】

- 特許侵害訴訟において特許が無効と判断された原因について分析を行うとともに、特許庁審査の質の一層の向上や特許の有効性判断に係る紛争処理スキームの見直し等により、知的財産権の安定性・予見性を確保する。

【評価指標】

- ・特許庁の審査の質や特許権の安定性・予見性に関する利用者の満足度（アンケート調査）

【重点施策】

○無効判断の原因分析

特許侵害訴訟において特許が無効と判断された原因について分析を行う。
〔2. (1) (iii) ①〕

○特許審査結果の安定性確保に向けた方策の検討

出願公開前に審査が行われ、第三者による情報提供の機会のないまま特許権が付与される案件が増加している現状等を踏まえ、特許権の安定性を確保するため、異議申立制度の導入等による外部知見の活用も含めた方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。
〔2. (1) (iii) ③〕

○国内外の特許文献と非特許文献のシームレスな検索環境の整備

先行技術の一層容易な発見に資するため、国内外の特許文献と非特許文献（論文等）をシームレスに検索できる環境を整備する。
〔2. (1) (iii) ④〕

○特許の有効性判断に係る紛争処理スキームの見直し

特許の有効性が無効審判と特許侵害訴訟の両者によって争うことができるいわゆる「ダブルトラック」に係る問題への対応策について検討を行い、必要な措置を講ずる。
〔2. (1) (iii) ②〕

○著作権法上のいわゆる「間接侵害」の明確化（再掲）

著作権法上のいわゆる「間接侵害」に関し、行為主体の考え方を始め差止請求の範囲を明確にすること等について早急に検討を行い、必要な措置を講ずる。 [4. (1) (i) ⑦]

○意匠の権利範囲の明確化

意匠の権利範囲（登録意匠の類似範囲や部分意匠の権利範囲）の明確化及びデザイナーの創作基盤の整備を図るため、意匠審査基準を明確化するとともに、特許庁の公知意匠資料データベースの公開促進のための方策の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずる。

[2. (1) (iii) ⑦]

○審査基準策定過程の透明化

利用者、司法関係者、審査官等との適切な意思疎通が図られるよう審査基準の策定過程の透明化を図る。 [2. (1) (iii) ⑥]

(5) 利用者ニーズに対応した知財システムの構築〈User-Friendliness〉

利用者本位の知財システムの構築に向けた取組を強化する。

【政策目標】

- 知財制度の利用に関連するコストの低減やサービスの質の向上を図るため、制度利用者のニーズを的確に反映して進化し続ける持続可能な知財システムを構築する。

【評価指標】

- ・ 知財システム全体に関する利用者の満足度（アンケート調査）

【重点施策】

○行政サービスの質の向上に向けた取組の強化

知財システム全体に関する利用者ニーズを的確に把握した上で特許庁等における行政サービスの質の向上、業務改善等を推進する。

[2. (1) (vi) ①]

○著作権登録制度の運用改善

著作権登録原簿の電子化等を通じて、登録情報の公開の充実や書類交付手続の簡素化を行う。

[2. (1) (vi) ⑩]

○審査基準の明確化

保護対象や判断基準が内外の利用者にとって分かりやすく、かつ、予見可能なものとなるよう特許庁の審査基準を明確化する。[2. (1) (vi) ②]

○中小企業に対する特許手数料減免制度の見直し

中小企業に対する特許手数料減免制度について、特許特別会計の収支の状況、利用者ニーズ、他の利用者に与える影響等を踏まえつつ、資格要件の緩和、減免範囲の拡充、申請手続の簡素化等について検討を行い、必要な措置を講ずる。

[2. (1) (vi) ③、3. (3) (ii) ①]

○出願人のニーズに応じた審査処理スキームの構築

試行されたスーパー早期審査制度の本格導入を含め、出願人のニーズに即した審査処理スキームを構築する。

[2. (1) (vi) ⑦]

Ⅱ. これまで講じてきた知的財産施策に対する評価の概要及び今

後講ずべき主な施策

本専門調査会は、今後の知的財産政策の基本方針の検討に先立ち、知的財産の創造、保護、活用、人材育成及び国民意識の向上の項目に従い体系的に整理した政策項目ごとに、知的財産戦略本部が設置された2003年度から6年間に講じてきた知的財産施策の概要と現状について、統計データとともに別冊1のとおり整理した。その上で、各政策に対して評価の視点を抽出・設定し、その視点に基づいて別冊2のとおりこれまで講じてきた施策の成果に関する評価を行うとともに、その評価を踏まえて、今後講ずべき主な施策を検討した。その評価の概要と今後講ずべき主な施策は以下のとおりである。

1. 知的財産の創造

(i) 大学、研究機関、企業における創造力の強化

(a) 施策に対する評価の概要

視点1：イノベーションにつながり、かつ、重要特許を獲得できるような発明の創造環境が十分整備されているか。

- 科学技術基本計画の推進、累次の研究開発税制の改正、日本版バイ・ドール条項の改正や職務発明制度の見直し等が行われ、我が国の研究開発投資は年々増加（16.8兆円（2003年度）から18.5兆円（2006年度）へ）し、我が国由来の特許登録件数も順調に伸びている。
- 一方、技術分野別の重要特許の所有状況については、我が国が欧米に優る分野もあるが、劣る分野もある。
- 重要特許を獲得できるような革新的技術を創出し、迅速に発展させ、イノベーションに結び付けていくため、総合科学技術会議が「革新的技術戦略」（2008年）を決定し、革新的技術シーズを生み出す大挑戦研究枠の設定や、社会ニーズに対応した革新的技術に係る研究開発の支援等への取組が進

められている。

- しかし、大学における重要特許の獲得へ向けた研究者の意識やオープン・イノベーションの進展に対応して企業が大学の研究能力や研究成果を活用しようとする意識、有効な研究テーマの設定に必要な論文・特許情報を体系的かつ容易に入手できる環境の整備が不十分である。
- また、ライフサイエンス分野において研究開発を促進するため、リサーチツール特許の使用の円滑化を図っていくことが求められている。

視点2：外国への特許出願、外国企業等との共同研究等、大学等の国際的展開を一層加速すべきではないか。その際、現時点で大学等に不足している機能は何か。

- 我が国の大学における外国企業等との共同研究を始めとする国際的活動は低調(大学の研究費における外国由来の研究費の占める割合は0.02%)であり、その要因は、大学の国際的な展開を行うために必要なポリシー、ルール、人的・金銭的リソース等のグローバル・サポート機能が大学の学部、知的財産本部や技術移転機関(TLO)に不足していることにある。
- また、科学技術振興機構(JST)による海外特許出願経費支援等により大学のグローバル出願率は増加したが、競争のグローバル化や外国特許の重要性の増大等急速な環境変化へ対応するには、大学が外国出願すべき特許の着実な出願のためのサポート体制は必ずしも十分でない。

視点3：産業競争力強化の観点から、職務発明制度は適切に運用され、機能しているか。

- 2005年度の特許法改正により、職務発明に係る「相当の対価」については、使用者と従業者間の自主的な取決めに委ねられることになり、産業界からは、知的財産の創造活動が活発になった要因と評価されている。
- ただし、各国間の制度の違いが海外企業等との円滑な協業・連携を阻害する懸念があるとの産業界からの指摘にかんがみ、我が国の職務発明制度と諸

外国の制度や契約慣行との関係等について、引き続き評価していくことが適当である。

(b) 今後講ずべき主な施策

①重要特許の獲得へ向けたインセンティブの向上

より効果的な知的財産の確保のため、競争的資金の研究課題の選定における選考基準での知的財産戦略に関する項目の導入の実態を調査し、例えば研究プロジェクトにおける知的財産管理に必要な体制が確保されていることや、研究成果に関する知的財産管理の方針（共有成果の取扱い、秘密情報の共有範囲の取扱い等）が合意されていることを選定の条件にするなど、研究プロジェクトの性格に応じて必要な改善を行う。

大学の特許及びその発明者ごとに他の特許出願明細書や拒絶理由通知書において引用された回数（特許の被引用数）を集計し、特許の質評価及び研究者評価において活用するよう促す。

②効率的な情報取得環境の整備

技術戦略マップにおいて特許情報の活用を強化する。

関係省庁が連携して、特許・論文情報を統合した検索システムを利用者ニーズに応じた形で構築する。

③ライフサイエンス分野のリサーチツール特許に係る指針の普及

2007年3月に総合科学技術会議で決定された「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」の国内関係機関への普及を図るとともに、経済協力開発機構（OECD）ガイドラインの考え方の国際的な普及を図る。

④リサーチツール特許等に係る統合データベースの充実

ライフサイエンス分野における研究開発を促進する観点から、2009年3月に運用開始予定のリサーチツール特許等に係る統合データベースにおける登録者の拡充を図り、登録情報の定期的な更新、必要な運用の改善を行う。

⑤大学の国際的な産学官連携活動体制の整備

大学における国際的な産学官連携活動に関する基本方針の策定、必要な人材の確保、諸外国の大学との情報交換会の開催等の国際的な産学連携活動に

係る体制整備を支援する。

科学技術振興機構（JST）の特許化支援事業について、大学に出願を選別するインセンティブを働かせつつ、外国出願すべきものを適切に支援できるよう必要な拡充を行うとともに、外国出願時に必要な実施例の追加などが効率的になされるよう改善する。

⑥職務発明制度の運用状況等の情報収集及び評価

国際競争力の強化の観点から、諸外国の職務発明に関する制度や慣行、我が国の職務発明制度の運用状況等について、継続的に情報収集及び評価を行う。

(ii) 産学官連携による知的財産の円滑な事業化

(a) 施策に対する評価の概要

視点1：知的財産の目利きと事業化を総合的にプロデュースする機能を実現する観点から大学の知的財産本部やTLOに不足しているものは何か。その実現のため大学の知的財産本部やTLOの在り方について、統廃合を含め抜本的に見直すべきではないか。

- 大学知的財産本部整備事業や産学官連携戦略展開事業、大学技術移転協議会等における研修機会等を通じて、大学における知的財産の創出、管理、活用や、国際的な産学官連携活動の強化、産学官連携に係るルール作り等が進められてきた。
- 実施料収入は依然として米国の水準から劣るものの、我が国の大学における知的財産活動は着実に活発化（例えば、国内外特許出願件数は2462件（2003年度）から9869件（2007年度）へ）してきており、また、産学官連携の成果は多様化している。
- 他方、知的財産の目利きと事業化を総合的にプロデュースする機能を実現するに当たっては、大学の知的財産本部やTLOに期待されている、社会ニーズを踏まえた研究テーマの設定支援、有用な技術の評価・選定、特許化業務支援、企業への新しい事業コンセプトの提案等に係る機能が不足している。これは、これらの機能を実現するための人的・金銭的リソースが不足していることが理由にある。
- また、産学間の共同研究・受託研究成果の取扱いについて、安易に共有特許権とすることや不実施補償に固執することが技術の移転や成果の活用の阻害要因とならないよう、引き続き柔軟な取扱いを図っていくことが重要である。

視点2：産学官の情報共有や人材交流等が不十分ではないか。

- 産学官の情報共有は、一部大学と企業との間で締結されている研究成果の情報共有に係る取決め、個別大学や公的研究機関、国が作成するウェブサイ

トを通じた研究活動情報の発信等により行われてきた。今後は、産学官においてより早い研究段階からの情報共有を可能とするため、個別企業と大学、公的研究機関の強みをいかした研究協力取決めの締結、全大学の研究者の知的財産活動を含む研究開発活動情報をより網羅的かつ簡便に企業が入手できるシステムの構築等が期待される。

- 産学官の人材交流は、学会活動による研究者同士の情報交換や企業や公的研究機関から大学への研究者の移動により行われてきた。しかし、大学の研究者と企業の事業担当者間の情報交換の機会や大学から企業への研究者の移動は必ずしも十分でない。

視点3：大学における研究成果を大学発ベンチャーの創出につなげるとともに、成果を社会還元するための多様な支援体制、リソースが整っているか。

- 大学における知的財産の創出と技術移転の促進、エンジェル税制の拡充等大学発ベンチャーの創出へ向けた環境整備を通じて、大学発ベンチャー数は1800社程度に増加した。
- しかし、ベンチャーの特性であるダイナミズムは不足しており、その要因として経営面での人材不足や厳しい資金調達環境のほか、一部非活性な大学発ベンチャーの存続等が指摘されている。

(b) 今後講ずべき主な施策

①大学の知的財産本部や技術移転機関（TLO）の統廃合・専門化

現行の大学の知的財産本部やTLOに対する支援事業の実効性を評価した上で、個々の事情に応じた連携・集約や特定の技術分野・機能への専門化を促進すべく支援を行う。

また、大学内にある共同研究・企業支援施設を含めた産学官連携活動に関わる組織が全体として知的財産戦略を効率的・効果的に推進できるよう、各大学で定める中・長期的な計画に即して、柔軟に組織形態を変えていくことを促す。

②産学連携における外部機能の積極的活用の促進

JSTや新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）は、大学の知的財産本部やTLOに不足している機能や人材を補完するため、積極的な支援（特許相談、発明の評価、海外展開の支援等）を行う。

大学の知的財産本部やTLOにおいて不足している機能を補完するため、JSTやNEDOのリソースを活用するほか、大学の特許権が濫用されることのないよう対策を施した上で、その他の外部リソースを活用することも奨励する。

③大学と企業との情報共有等に係る環境整備

産学の研究開発活動や知的財産活動を網羅的に検索できるシステムを、産学のニーズを反映しつつ構築する。

企業との情報交換を円滑に行うため、大学の守秘体制の整備、産学相互の研究者に対する研修を含めた大学・企業間の人材交流、学会等における企業・大学の研究者間のネットワーキングを促進する。

企業が大学の知的財産の価値を最大化して活用し、研究成果が広く社会に提供されるよう、大学は、研究成果の実用化・事業化へ向けた展開に当たって特許出願前から企業の協力を得ることを奨励するとともに、共同研究、受託研究については、企業が大学の教育、研究面での役割を尊重し、大学が論文発表等に関して企業の意向にも配慮すべきであることを周知する。

④大学発ベンチャーの活性化

施設利用に関する優遇措置を含む各種のベンチャー支援について、インキュベーション・センターの適切な運用等により、休眠状態のベンチャーから有望なベンチャーや新しいベンチャーへ人的・金銭的リソースが円滑に再配分されるよう、適切なインセンティブスキームを構築する。

2. 知的財産の保護

(1) 知的財産の適切な保護

(i) 国際知財システムの構築に向けた取組の強化

(a) 施策に対する評価の概要

視点1：世界特許システムの構築に向けた取組を一層強化すべきではないか。

- 企業活動のグローバル化が進展する中、世界各国において発明を低コストでかつ迅速に保護・活用するため、世界特許システムの構築がますます重要となっている。
- これまで、実体特許法条約の議論、日米欧三極特許庁を中心とした国際的な審査実務のワークシェアリング、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願制度の改善などに取り組み、特許審査ハイウェイ（PPH）の開始（これまでの全利用件数は約1600件）、日米欧三極特許庁間での共通出願様式の合意等の一定の成果を上げてきた。
- しかしながら、総じて、世界特許システムの実現に向けた道のりは緒についた段階であり、以下に例示するとおり、今後取り組むべき課題は多い。
 - ・ 特許審査ハイウェイ（PPH）については、取組が本格化しつつあるところ、今後、更なる対象国の拡大、運用面での利便性の向上が必要である。
 - ・ ワークシェアリングの実効性を上げるために必要な審査基準及び審査判断の質の調和については、議論が始まった段階。
 - ・ 実体特許法条約については、究極的には世界特許システムの構築の上で必要不可欠な要素であるが、グレースピリオドの取扱い等をめぐり、米欧間の交渉が難航。
 - ・ 世界特許システムを支えるインフラである電子出願書類処理システムは未だ整備されていない。

視点2：アジアにおける知財制度の整備、権利取得に向けた支援策の拡充が必要ではないか。

- アジア地域の知財制度・運用の改善については、経済連携協定（EPA）への知財関連条項の盛り込み、人材育成（1996年度～2007年度で延べ2830名の研修生受入れ）や各国知財庁の情報システム構築への支援等を行ってきた。
- しかしながら、アジア地域における出願数が増加の一途にある中、我が国企業が当該地域において円滑な知財活動を行うに当たって支障のない程度まで知財制度やその運用体制が整備されているとはいえない状況である。
- また、経済発展が著しく、かつ、我が国企業が進出を予定している国・地域が存在するにもかかわらず、例えばロシアへの我が国からの出願数は米国からの出願数の約1/3というように、これらの国・地域に対する我が国事業者の海外出願戦略が欠けており、我が国からの知財制度等の整備に向けた支援もあまり行われていない。

（b）今後講ずべき主な施策

【世界特許システムの構築に向けた取組の強化】

①特許審査ハイウェイの対象国拡大と運用改善

特許審査ハイウェイ（PPH）について、欧州特許庁を始めとする他の国・地域も対象に加えるなど、対象国を拡大するとともに、複数国間でPPHに関する手続の共通化を図りつつ、参加国間のネットワークの形成を促す。また、出願人からのPPHに関する改善要望に応じて、相手国との協議等を通じて、必要な措置を講ずる。

②ワークシェアリングの実効性を向上させるための審査基準・審査判断の調和

ワークシェアリングの実効性の向上を図るため、日米欧三極特許庁間で設置された「ワークシェアリングの強化発展作業部会」を活用し、審査基準、審査の質の調和に取り組む。

③海外先行技術文献の検索環境の整備

英語圏の先行技術文献だけでなく、韓国、中国の先行技術文献をも国内先行技術文献と同時に検索できる環境の整備に向けた取組を推進するとともに、日米欧三極特許庁間でのワークシェアリングのための適切な先行技術文献検

索環境の整備に向けた議論を進展させる。

④制度調和に向けた議論の促進

米国が先願主義への移行に柔軟な姿勢を見せている機会をとらえ、米国の先願主義への移行の動きを後押しするとともに、欧州にグレースピリオドの扱い等に関して柔軟性を示すよう働き掛けを行うなど、我が国が議論をリード・加速する。

⑤国際的な特許の電子出願書類処理システムの改善の推進

PCTに基づく国際出願の利便性の向上や国際出願手数料の引下げを図るため、PCTに基づく国際出願に係る事務処理システムの改善（補正手続の電子化等）を我が国が主導して推進する。また、PCTに基づく国際出願に関する利便性の向上を図るため、PCTを管轄するWIPOに対する我が国の関与を強化する。

⑥ハイレベルな知的財産外交の推進

国際的な制度調和や審査業務のワークシェアリングの拡大に向け、ハイレベルな知的財産外交を積極的に展開する。

【アジア地域等における知財制度整備】

⑦アジア諸国に対する知財人材育成等に関する支援の推進

相手国のニーズや環境整備の状況等を踏まえつつ、アジア地域における人材育成、審査協力、情報化システム等に関する支援を引き続き実施する。

⑧海外の知財関連情報の提供強化

我が国企業等の海外での特許出願を促進するため、我が国産業界の具体的なニーズ等を踏まえつつ、アジア諸国や経済発展が著しい国（インド、ブラジル、ロシア等）の知財関連情報の提供を行う。

⑨経済成長の著しい国に対する支援の拡大

我が国産業界の出願動向等を踏まえつつ、経済発展が著しい国（インド、ブラジル、ロシア等）に対する知財制度や運用体制の整備に向けた支援を拡大する。

(ii) 知的財産の権利付与の迅速化

(a) 施策に対する評価の概要

視点1：審査請求、審査件数の現状を踏まえ、今後の特許審査の迅速化にいか に取り組むべきか。

- 特許審査の迅速化は、重複研究の排除、技術開発競争の活性化等を通じ我が国企業の国際競争力の向上を図る上で重要である。また、我が国の審査結果を早期に発信することにより、国際的なワークシェアリングの推進に対する我が国の貢献を示すことができ、我が国出願人にとっても海外での円滑な権利取得につながることを期待できる。
- 2013年に特許審査待ち期間を11か月に短縮するという長期目標(2004年度に設定)の達成に向け、490名の任期付き審査官の採用、先行技術調査の外注拡大だけでなく、出願人における無駄な出願・審査請求の削減など、官民挙げての総合的取組を推進してきた。
- その結果、審査請求期間の短縮(7年から3年へ変更)により審査請求件数が高水準で推移する中においても、これまで短期的目標を着実に達成し、2007年度は審査待ち期間を28.3か月にとどめた。また、本年度から審査請求件数を一次審査件数が上回る見込みである。
- 今後とも上記長期目標の達成に向け取り組むことが必要である。

視点2：植物品種登録出願件数の増加が見込まれる中、今後の植物品種登録出 願の審査の迅速化にいかに取り組むべきか。

- 平均審査期間を短縮するため、審査官の増員、品種登録迅速化総合電子システムの導入などを実施してきた。
- 植物品種登録制度に関しては、2005年度には3.2年であった審査期間を2007年度には2.9年にまで短縮し、本年度には2.5年にするという目標達成が見込まれる。

- 2010年度までに出願件数が2000件まで増加することが見込まれるところ、平均審査期間を2.5年に維持することが必要である。

(b) 今後講ずべき主な施策

【特許審査処理の迅速化】

①特許審査体制の強化

審査待ち期間の短縮に向けて、必要な審査官を十分に確保するとともに、専門補助職員（先行技術調査等を行う補助職員）の採用の拡大など、審査官が最大限の能力を発揮できる環境を整備する。

②出願・審査請求構造改革を促進するための環境の整備

無駄のない戦略的な権利取得を促進するため、特許電子図書館（IPDL）の検索機能の向上や審査官と同じ検索端末の提供の拡大を通じた、質の高い先行技術調査を可能とする環境の向上、及び特許戦略ポータルサイト（自社の出願件数や審査結果等に関する「自己分析データ」が入手可能）の充実に取り組む。審査請求後の出願取下げの検討を促す観点から、「特許審査着手見通しリスト」に他国特許庁の審査結果に関する情報及び第三者による情報提供（刊行物等提出書による先行技術文献の情報提供等）の有無に関する情報を付加するなど、「特許審査着手見通しリスト」の更なる有効活用策を検討し、措置を講ずる。

③審査請求料返還制度の再検討

出願人による出願取下げを促進するため、一次審査前の出願取下げに対して審査請求料を半額返還するという現行制度について、拙速な返還額の増加による出願人のモラルハザード（例えば、恒常的に全額返還を行う制度とした場合、ひとまず審査請求し、後で取下げればよいとの動機付けとなるおそれがある）の問題に留意しつつ、返還額の設定の在り方について再検討を行い、必要な措置を講ずる。

④特許審査のワークシェアリング効果の最大化

他国の審査結果の利用により、審査の迅速化を図るため、特許審査ハイウェイの対象国の拡大及びネットワーク化に向けた国際議論をリードし、ワークシェアリング効果の最大化に向けた国際協力体制の構築を推進する。

【植物品種登録出願の審査期間の維持】

⑤植物品種登録に係る審査の効率化

審査の効率化を図るため、登録品種の画像データベースの構築を始めとした審査登録業務迅速化のための総合電子システムの整備、審査官の計画的確保・養成、海外審査機関との審査協力の拡大等を推進する。

(iii) 知的財産の安定性・予見性の向上

(a) 施策に対する評価の概要

視点：知財高裁を始めとした紛争処理手続は、知的財産の安定性・予見性の向上の観点から見て、適切に機能しているか。

- 紛争処理手続において的確な処理がなされることにより、知的財産の安定性・予見性が確保され、知的財産を活用した研究開発活動及び事業活動が可能となる。
- これまで、知財高裁の設置、特許等の訴訟に関する第一審の専属管轄化、裁判官を技術的側面から補佐する専門委員制度の導入、侵害訴訟と特許庁の無効審判との連携強化等を実施してきた。
- これらの一連の施策の結果、裁判所における平均審理期間が短縮されるとともに、権利の予測可能性についても「高まった」との一定の評価がある。
- 技術的専門性の高い事件の的確な処理は不断の努力が求められる課題であり、長期的視点に立って裁判官の育成を図る一方で、専門委員制度等の効果的活用が必要である。
- また、特許庁の無効審判と侵害訴訟の両方において特許の有効性を争うことができるいわゆる「ダブルトラック」が権利の安定性を損ねているとの指摘がある。
- さらに、裁判所の判決において特許権が無効とされる事件の占める割合が増えているが、無効とされた原因について分析を行うとともに、ビジネスリスクの低減を図るため、特許庁における審査の質を確保するための取組の強化が必要である。
- なお、意匠権は、権利範囲が不明確であるため、いわゆるデッドコピー（形態をそのまま模倣した物品）しか排除できないとの指摘がある。

(b) 今後講ずべき主な施策

①無効判断の要因分析

特許権侵害訴訟において特許が無効とされる事案を調査して、特許権が無効になる原因の分析を行う。

②特許の有効性判断に係る紛争処理スキームの見直し

特許の有効性が無効審判と特許侵害訴訟における無効抗弁の両方において争うことができるといういわゆる「ダブルトラック」の問題への対応策について検討を行い、必要な措置を講ずる。

③特許審査結果の安定性確保に向けた方策の検討

出願公開前に審査が行われ、第三者による情報提供の機会のないまま特許権が付与される案件が増加している現状を踏まえ、特許権の安定性を確保するため、異議申立制度の導入等による外部知見の活用も含めた方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。

④国内外の特許文献と非特許文献のシームレス検索環境の整備

2014年稼働予定の特許庁の新検索システムにおいて、先行技術の一層容易な発見に資する国内外の特許文献と非特許文献（論文等）のシームレスな検索を実現するために、文献情報の収集・蓄積、検索ツールの検討・開発など、必要な取組を着実に進める。

⑤国際標準に関する技術情報を審査資料として容易に利用できる環境の整備

標準策定過程における国際標準案や策定後の国際標準などの技術情報を積極的に収集するなど、国際標準に関する公開された技術情報を審査資料として容易に利用できる環境の整備について検討を行い、検討の結果に応じて必要な措置を講ずる。

⑥特許審査基準の策定過程の透明化を通じた判断の調和

司法関係者、弁理士、法学者、産業界等から構成される「審査基準専門委員会」による定期的かつ透明性の高い審査基準の策定メカニズムを早期に定着させ、審査、審判、裁判における判断の調和に資するべく、このメカニズムを活用し、審査基準及び制度運用について不断に点検し、必要な見直しを行う。特に、産業から関心の高い進歩性の判断基準から、早期に点検を行う。

⑦意匠の権利範囲の明確化

意匠の権利範囲（登録意匠の類似範囲や部分意匠の権利範囲）の明確化及びデザイナーの創作活動の基盤整備を図るため、意匠審査基準を明確化するとともに、特許庁の公知意匠資料データベースの公開促進のための方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。

(iv) 新技術等の知的財産の適切な保護

(a) 施策に対する評価の概要

視点：新技術の出現やビジネス環境の変化等に的確に対応して、保護の対象、期間などの見直しは適切に行われているか。

- 医療分野における特許保護範囲の拡大、実用新案制度の改革、地域団体商標の導入など、知財制度及びその運用については、これまでも随時見直しを行ってきた。
- 特許制度については、保護対象、保護期間以外にも、適切な権利行使の在り方、実施許諾の意思の登録制度、紛争処理スキームの見直しなど、イノベーション促進の観点からの検討が求められている。
- また、商標制度については、使用されていない商標権が新たな商標選択の幅を狭めているとの問題もある。
- 今後とも、透明性の確保に留意しつつ、技術革新や市場変化の動向、国際動向等に迅速かつ適切に対応し、保護期間等について不断の点検・見直しを行っていくことが必要である。

(b) 今後講ずべき主な施策

①特許制度の在り方の総合的見直し

特許制度の在り方について、イノベーション促進の観点から総合的に検討を行い、結論を得る。

②先端医療分野の特許保護の在り方の見直し

先端医療特許検討委員会における検討結果を踏まえ、先端医療分野における特許保護について適切な措置を講ずる。

④新しいタイプの商標の導入の検討

商標制度の国際的な制度調和等の観点から、現行商標法で保護の対象とされていないホログラム、動き、音等を保護対象とすることについて、検討を

行い、必要な措置を講ずる。

⑤不使用商標対策の強化

使用されていない商標権が新たな商標選択の幅を狭め、新商品・新サービスの事業展開の制約要因となっていることにかんがみ、不使用商標の削減や商標の円滑な取得のための方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。

また、倒産した企業等が名目上の権利者となっている不使用商標により後願の商標出願が拒絶される問題に関し、不使用取消審判以外の方策も必要との指摘もあることにかんがみ、その対応策について検討を行い、必要な措置を講ずる。

⑥農林水産品に対する地理的表示制度（G I）の導入

WTO（世界貿易機関）における議論の進捗状況を見極めながら、決められた産地で生産され、指定された品種、生産方法、生産期間等が適切に管理された農林水産品に対し地理的表示を与える制度（G I）の整備について、国内企業等の既存の取組との調整を図りつつ検討を行う。

⑦定期的かつ透明性の高い点検・改正メカニズムの定着

特許、商標及び意匠の各制度に係る審査基準の策定に関する透明性の高い検討の場の設置し、そのメカニズムを早期に定着させ、これを活用しつつ、審査基準及び制度運用について不断に点検し、必要に応じて見直しを行う。

(v) ノウハウ等の適切な管理（意図せざる技術流出の防止）

(a) 施策に対する評価の概要

視点1：ノウハウ等の情報を所有する側の情報管理に対するマインド及び体制の水準は十分か。

- 他社の独自開発が困難な技術や特許権の侵害発見が困難な技術については、特許出願公開により誰もが知り得る状態とするよりも、営業秘密として秘匿した方が好ましい場合がある。ノウハウを営業秘密として適切に管理することができれば、出願せずとも、そのノウハウを競争力の源泉として活用することができる。
- これまで、多数のガイドライン等の作成・普及により、ノウハウ等の情報を所有する者のマインドの向上に努めてきており、大企業や金型産業など一部の業界においては一定の成果が上がっている。
- しかしながら、全体として見た場合には、大学、中小企業等におけるノウハウや技術情報の管理に対するマインドや情報管理体制については改善の余地がある。

視点2：不正競争防止法に基づく意図せざる技術流出防止のための規制は、実効的に機能しているか。

- これまで、営業秘密の侵害に対する刑事罰の導入、その罰則の段階的引き上げなど、数次にわたる不正競争防止法の改正により、技術流出防止のための規制強化を図ってきた。
- 他方、グローバル化・情報化の進展に伴う技術流出リスクの増大に対応する上では、現行の制度は、営業秘密侵害罪を営業秘密の使用・開示行為に限定するなど、抑止力としては必ずしも十分でないとの指摘がある。
- オープン・イノベーションの進展に伴い技術・ノウハウ管理の重要性が一層高まっていることや諸外国の制度・運用状況等にかんがみ、秘密管理された技術情報等の保護に係る実効的な法的制度を整備することは喫緊の課題

である。

視点3：海外への意図せざる技術情報流出防止に対して、十分な措置が講じられているか。

- 営業秘密の国外での使用・開示行為を刑事罰対象化し、また、各種ガイドライン等においても海外への技術流出にも配慮してきた。
- 経済のグローバル化が進む中、我が国企業も海外への技術流出リスクが大きな問題として意識されつつあり、海外への技術情報流出防止のための取組の強化が必要である。

(b) 今後講ずべき主な施策

①中小企業等に対するノウハウ管理マインドの向上

特許情報活用支援アドバイザー等が企業等とコンタクトする機会を最大限に活用し、ノウハウ管理に対するマインドが不足している中小企業等に対して、情報管理体制の重要性について普及啓発を行う。

②業種、規模別のガイドラインの作成

業種、企業規模別の技術情報流出防止、ノウハウ管理に関するガイドラインを作成する。

③営業秘密侵害の抑止力を高めるための法制度の整備

秘密管理された技術情報等を保護するための実効的な法制度を整備するため、営業秘密侵害罪による処罰の対象を拡大するとともに、裁判の公開の要請に十分配慮し、被告人の防御権の行使に対する制約のおそれや円滑な訴訟手続の確保に留意しつつ、その刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための法的措置の在り方について検討し、必要な措置を講ずる

④海外アウトソーシングにおける技術流出防止等のためのガイドラインの策定

企業のグローバル展開に伴って増大する技術流出リスクに対して、企業が適切な対策を行えるよう、海外アウトソーシング時の技術流出等のリスクに関する管理手法について検討し、必要なガイドライン等を整備する。

⑤諸外国における先使用権制度に関する情報提供

我が国の先使用権制度と異なる中国等諸外国における制度の下で我が国企業が安定的な事業活動を行えるよう、諸外国における先使用権の立証制度及びその使用方法に関する情報を我が国企業に適切に提供する。